



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 8 7 号

平成28年(2016年)12月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○こまちなみ保存建造物の登録について (歴史都市推進課)	1
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	1
○市道の区域の変更について (道路管理課)	2
○道路の供用の開始について ( " )	2
● 公 告	
○予防接種を行う医師について (健康政策課)	2
○金沢市野田土地区画整理事業に係る換地処分 通知の内容が掲示されている場所について (市街地再生課)	2
○金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合の設立認 可に係る施行地区となるべき区域について ( " )	3
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3

○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について ( " )	3
○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の 場合における署名者の最低数について ( " )	4
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ( " )	4
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ( " )	4
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	4
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	5

## 告 示

### ●金沢市告示第329号

金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	登録年月日
48	料亭 一葉 茶室・土蔵	金沢市下新町5番3号	金沢市下新町5番3号 柄崎 孝子	平成28年12月12日

### ●金沢市告示第330号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
瑠璃光薬局西念店	金沢市西念3丁目16番23号	平成28年11月1日

ウエルシア薬局金沢木曳野店	金沢市木曳野4丁目223番地	平成28年11月1日
---------------	----------------	------------

## ●金沢市告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	東山1丁目線 15号	東山1丁目 432番 先から	旧	11.2~12.1	8.4
		東山1丁目 432番 先まで	新	12.4~13.7	8.4

## ●金沢市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
東山1丁目線 15号	東山1丁目 432番 先から	平成28年12月12日
	東山1丁目 432番 先まで	

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
池田 多聞	サン問屋町クリニック	金沢市藤江南1丁目103番地1
和藤 幸弘	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による金沢市野田土地区画整理事業の次の表に記載する者に対する換地処分通知の書類は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容が金沢市野田町ワ23番地1所在の金沢市野田土地区画整理組合事務所の掲示場に掲示されています。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

書類の送付を受けるべき者	登 記 簿 の 住 所
大矢 新治	金沢市野田町レ70番地の5

大矢 せつ	金沢市野田町レ70番地5
檜田 重信	福井市松本3丁目23番22号
株式会社治山社	金沢市泉3丁目1番12号
橋本 吉子	金沢市野田町へ151番地2

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第15条第1項の規定により市街地再開発組合設立発起人山本忠治ほか5名から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成29年1月11日までに金沢市長に対し、その借地の所有者(借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者)と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、都市再開発法施行規則(昭和44年建設省令第54号)第10条に定めるところにより書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成28年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 設立予定の組合の名称  
金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合
- 2 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
  - (1) 都市再開発法第14条に属する地域  
金沢市安江町302番から306番まで、306番2、307番から309番まで、310番1、310番2、311番から318番まで、320番から330番まで、331番1、336番1、337番から341番まで、342番1、343番1、344番1及び345番2
  - (2) その他の地域  
3・2・1号金沢駅通り線、3・4・7号金石街道線、市道本町1丁目線9号、市道安江町線5号の各一部、市道安江町線6号及び金沢市所管の法定外公共物の一部
- 3 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所  
金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市都市整備局市街地再生課
- 4 縦覧期間  
平成28年12月12日から同月26日まで

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,549人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,815人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第84号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,815人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第85号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,549人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第86号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,908人

---

**公 営 企 業 告 示**

---

## ●金沢市公営企業告示第32号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成28年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 36,900円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 34,860円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 36,920円
- 2 原料価格変動額 52,600円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 36,920円（1トン当たり平均原料価格）＝ 52,600円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－52,600円（原料価格変動額）／100円×0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.14円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成29年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A表 (1 箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	204円82銭
B表 (1 箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	202円82銭
C表 (1 箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	190円32銭
D表 (1 箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	188円49銭
E表 (1 箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	183円49銭

●金沢市公営企業告示第33号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年12月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 34,860円
- (2) 原料価格変動額 51,400円  
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 34,860円（1トン当たり平均原料価格）＝ 51,400円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－51,400円（原料価格変動額）／100円×0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から104.86円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成29年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A表 (1 箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	369円78銭
B表 (1 箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	360円68銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 34,860円
- (2) 原料価格変動額 51,400円  
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 34,860円（1トン当たり平均原料価格）＝ 51,400円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－51,400円（原料価格変動額）／100円×0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から104.86円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成29年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	351円53銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	342円43銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 34,860円

- (2) 原料価格変動額 51,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 34,860円(1トン当たり平均原料価格) = 51,400円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 51,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から104.86円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成29年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	355円44銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	346円34銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 34,860円

- (2) 原料価格変動額 51,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 34,860円(1トン当たり平均原料価格) = 51,400円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 51,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から104.86円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成29年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	343円94銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	334円84銭

平成28年(2016年)12月12日 印刷

平成28年(2016年)12月12日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄